
特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き

平成29年10月

宮崎県生活・協働・男女参画課

目 次

ページ

第1章 特定非営利活動促進法の概要

1	法律の目的	1
2	法人格取得のメリットと義務	
(1)	メリット	1
(2)	義務	2
3	NPO法人設立の要件	
(1)	団体としての要件	3
(2)	役員要件	6
4	NPO法人設立の手続	6
5	NPO法人の管理・運営	7
6	認定NPO法人制度の概要	8

第2章 NPO法人の設立について

1	認証申請から法人成立までの流れ	11
2	所轄庁について	12
3	設立認証の申請	13
4	設立認証申請書類に係る補正の申立て	13
5	設立認証後の手続	
(1)	NPO法人設立の登記	14
(2)	設立登記完了届出書の提出	15
(3)	関係官公庁への届出	16

<記載例・様式例>	19
-----------	----

第3章 NPO法人の管理・運営について

1	毎事業年度終了後の報告	59
2	役員変更等の届出	60
3	定款の変更	
(1)	所轄庁の認証が必要な場合	60
(2)	所轄庁への届出のみ必要な場合	63
(3)	定款変更登記を行った場合の届出	63
4	NPO法人の情報公開	64

<記載例・様式例>	65
-----------	----

第4章 NPO法人の合併、解散について

1	NPO法人の合併	101
2	NPO法人の解散	103
3	NPO法人の清算手続	105

<記載例・様式例>	107
-----------	-----

【参考】

特定非営利活動促進法	117
宮崎県特定非営利活動促進法施行条例	148
宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則	151
組合等登記令(抄)	186
問い合わせ先一覧	192

(注) この手引きは、平成29年4月1日に施行される法令等に基づいて作成しています。